

# 学科教本 統合版 改訂表 (令和2年6月30日版 対応)

P.2 『**教習項目 14 オートマチック車などの運転**』に以下のように追加します。

3 自動運転車..... 145

P.7 『**30.運転**』の内容を以下のように変更します。

道路で、車や路面電車をその本来の用い方に従って用いること  
(自動運行装置を使用する場合を含みます。)をいいます。

P.11 『**Pick up ピックアップ**』の内容を以下のように変更します。

## Pick up **ピックアップ**

### チャイルドシート使用上の注意

チャイルドシートを使用しないと急ブレーキをかけたときや事故にあったとき、写真のように大変危険です。

また、使用するときは次のことに気をつけましょう。

- ① こどもの体格に合い、座席に確実に固定できるもの\*2を選ぶ。
- ② 取扱説明書などに従って座席に確実に固定し、正しく使用させる。



\*2

安全基準に適合した製品には「Eマーク」「自マーク」がついています。

例：



また、シートベルトにより固定するもののほか、金具により簡単に確実に固定できるもの(アイソフィックス規格)が普及してきています。

P.16 『**Pick up ピックアップ**』の内容を以下のように変更します。

## Pick up **ピックアップ**

### SRSエアバッグ(シートベルトを補助するエアバッグ)について

「車にエアバッグがついているから、シートベルトをしなさい」という話をよく耳にしますが、エアバッグはシートベルトが正しく着用されていないと効果が発揮されないばかりか、場合によってはかえって危険になります。エアバッグがついている車を運転するときも、必ずシートベルトを着用しなければなりません。

#### ① エアバッグの作動

エアバッグは、一般的に30km/h以上の速度で、コンクリートの壁など固い障害物に、30°以内の角度で衝突した場合に作動するようになっています。横からの衝突や、植木など柔らかい物へ衝突した場合は作動しないことがあります。

#### ② エアバッグ装着車での注意

(助手席側にエアバッグがついている場合を含む)

- 正しい運転姿勢で、シートベルトを正しく着用する。
- こどもを乗せるときは、助手席に立たせたり、ひざの上に乗せたりしない。
- エアバッグの前に物を置かない。



シートベルトをしていなかったら、フロントガラスに頭を突っ込んでしまう危険も...

P.17 『7』の3～5行目を以下のように変更します。

自動運転車において自動運行装置を適切に使っている場合を除き、走行中は携帯電話などを通話のために使用したり\*4、カーナビゲーション・システムなどに表示された画像を注視してはいけません。

P.35 『56. 歩行者横断禁止』に標識を追加します。

### 56. 歩行者横断禁止



歩行者は、横断できません。

(332)

P.133 『ちょっと注目』の内容を以下のように変更します。

### ちょっと注目

危険運転致死傷や酒酔い運転、救護義務違反、妨害運転などをした人は、免許を拒否されたり取り消されたりすることがあります。

P.134 『3』の内容を以下のように変更します。

- ① 交通事故を起こして人を死傷させ、その措置義務に違反した(ひき逃げした)とき。
- ② 酒酔い運転や、麻薬などを服用して運転し、死傷事故を起こしたとき。
- ③ 他の車の通行を妨害する目的で一定の違反行為を行い、道路における著しい交通の危険を生じさせるなどして死傷事故を起こしたとき。
- ④ 無資格運転などをして死傷事故を起こしたとき。
- ⑤ 携帯電話などを使用しながら運転し、死傷事故を起こしたとき。
- ⑥ 最高速度をこえて運転して死亡事故を起こしたとき。
- ⑦ 過労運転(過労、病気)をして死亡事故を起こしたとき。
- ⑧ その他、危険性の高い違反行為をして死亡事故を起こしたとき。

**P.135** 「**4**」の内容を以下のように変更します。

仮免許を受けた人が、心身に障がいを生じるなどして運転に支障をおよぼすようなこととなったときや、一定の交通違反\*1を起こしたとき、重大違反唆し等や道路外致死傷を行ったときは、仮免許が取り消されます。

**P.139** 「**● 主な交通違反の点数と反則金の額**」に以下の内容を追加します。

交通違反の種類	点数	点酒 気帯 び	反則金の額			
			大型	普通	二輪	小原 特付
妨害運転（著しい交通の危険）	35					
妨害運転（交通の危険のおそれ）	25					
作動状態記録装置不備	2	14	12	9	7	6
自動運行装置使用条件違反	2	14	12	9	7	6

**P.144** 「**2 先進安全自動車（ASV）の運転**」の内容を以下のように変更します。

先進安全自動車（ASV）は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車です。しかし、このシステムにも、一定以上の速度で走行している場合には適切に作動しない場合があるなど、限界があります。また、自動運行装置とは異なり、運転者が常に周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術です。先進安全自動車を運転するときは、その限界や注意点を正しく理解し、過信することがないようにしましょう。

**P.144** 「**Pick up ピックアップ**」の内容を以下のように変更します。

**Pick up** **ピックアップ**

**ASV（アドバンスドセーフティビークル）の  
実用化されている主な機能**



① 衝突被害軽減ブレーキ（AEB）

レーダーやカメラで前車や前方の障害物との距離を感知し、衝突のおそれがあるときに、運転者に危険を知らせたり、自動的にブレーキをかけたりする装置です。

② 車線維持支援装置（レーンキープアシスト）

車載カメラで前方の車線を認識し、高速道路の直線路で車線を維持しやすいように、ハンドル操作を補助したり、車線をはみ出しそうになると運転者に注意を与えたりする装置です。

③ 定速走行・車間距離制御システム（ACC）

設定した速度を維持して走行し、前車の速度に合わせて適切な車間距離を維持します。

④ 横滑り防止装置（ESC）

滑りやすい路面の走行などで、センサーが車両の横滑りを感知すると、各車輪に適切にブレーキをかけて、車両の進行方向を修正する装置です。

# 3 自動運転車

一定の使用条件内において、運転に必要な認知、予測、判断および操作の能力のすべてを運転者にかわって行う機能をもった装置を自動運行装置といいます。この自動運行装置が搭載された自動車が、自動運転車です。

運転者は、自動運行装置を使って運転する場合（自動運転）であっても、責任をもって安全運転をしなければなりません。自動運行装置の使用条件の内容や性能、使用方法を正しく理解し、以下のことに注意して正しく使って運転しましょう。

① 定められた使用条件\*1 以外では、自動運転をしてはいけません。

② 自動運転中は、自動運行装置からの運転操作引継ぎ要請や自動運転車の異常にすぐに気づき、運転操作を引き継ぐことができる状態でいなければなりません。\*2

③ 自動運転中に、自動運行装置からの運転操作引継ぎ要請や自動運転車の異常に気づいたときは、ただちに周囲の状況を確認して必要な運転操作を始めなければなりません。

④ 自動運転車は、自動運行装置のほかに、運転者の安全運転を支援するシステムを搭載している場合があります。これらの装置やシステムは、それぞれの性能や使用方法などが異なりますので、作動している装置・システムを常に把握し、過信せず適切に運転しましょう。



自動運転中の飲酒、居眠りは禁止。



運転操作引継ぎ要請があったらすぐに運転操作を引き継ぐ。

\*1 「高速自動車国道に限る」など道路の種類や「晴天時に限る」など天候に関するものなどがあります。

\*2 自動運転中の飲酒、居眠、座席の移動は禁止されています。

## 理解度 CHECK ここまでの内容が理解できているか、○×問題で自己チェックしてみましょう。

1. オートマチック車は、運転の基本を正しく理解さえすれば、マニュアル車にくらべてより危険が少ないので、安易な気持ちで運転することができる。
2. オートマチック車で坂を下るとき、ニュートラルで走行すると、燃料の節約になる。
3. オートマチック二輪車はクラッチ操作がいらぬ分、スロットルを急に回転させると急発進する危険がある。
4. 自動運行装置を使って運転しているときは、運転者は多少なら居眠りしてもよい。

 **ちょっと注目**

**あおり運転を受けた場合**

あおり運転を受けた場合は、サービスエリアなどの安全な場所に避難し、車外に出ることなく110番通報して自分や同乗者を守りましょう。

また、あおり運転被害の防止には、車にドライブレコーダーを装着することが効果的です。

**Pick up** **ピックアップ**

**あおり運転の悲惨さ**

他の車の通行を妨害する目的で著しく接近して走行したり、その車の前方で急ブレーキを踏むなどして進路をふさいだり、警音器や灯火類で威嚇するような悪質・危険な行為をあおり運転といいます。近年、あおり運転によって何の落ち度もない人が死傷事故に巻きこまれる事案が続いたことから、これらの行為は「妨害運転罪」として厳重な取り締まりを受けることとなりました。あおり運転を行った場合、罰金や運転免許の取り消し、懲役などの対象となるばかりでなく、危険運転致死傷罪としてさらに重い罰を受けることもあります。一時的な感情で行ったあおり運転が被害者にも家族にも悲惨な結果をもたらすことを理解しましょう。あおり運転は絶対にしてはいけません。

**P.248** 『(2) **チャイルドシートの使用**』の『①』を以下の内容に変更します。

① チャイルドシートは、使用の方法を誤ると効果がなくなりますので、子供の体格に合い、座席に確実に固定できるチャイルドシートを選んだ上で、取扱説明書などに従って座席に確実に固定し、正しく使用させましょう。

**P.249** 『**理解度CHECK**』の『2』の問題を以下の内容に変更します。

2. 6歳未満の幼児を四輪車に乗せるときは、後部座席に乗せれば、チャイルドシートを使用する必要はない。

**P.344** 『**理解度CHECK 解答**』に以下の内容を追加します。

**教習項目14**

- P.145 1. ×
- 2. ×
- 3. ○
- 4. ×